

# 添付資料

# 1. 研究開発税制の国際比較

国名	制度概要	控除方式	控除上限	繰越期限	改正内容
日本	<p>総額型: 恒久措置 (控除上限の拡大については時限措置)</p> <p>増加型・高水準型: 時限措置 (租税特別措置法)</p>	<p><b>税額控除</b></p> <p>総額型: 8~10% (中小企業は12%)</p> <p>増加型: 5~30%</p> <p>高水準型: 売上高試験研究費率に応じて変動</p>	<p>総額型: 法人税額の30% (H26まで。恒久措置としては20%)</p> <p>上乗せ措置: 法人税額の10%</p>	<p>1年 (総額型のみ)</p>	<p>2013 総額型の控除上限率を引上げ(20%⇒30%)</p> <p>2014 増加型の控除率について、増加率に応じて大きくなる(最大30%)制度に改組(改正前は、一律5%)</p>
米国	<p>時限措置(*) 内国歳入法</p>	<p><b>税額控除: ハイブリッド型</b></p> <p>原則法: (当年度-前4期平均×50%以上)×20%</p> <p>簡便法: (当年度-前3期平均×50%)×14%</p>	<p>法人税額の75%相当</p>	<p>20年</p>	<p>(*) <u>2014年3月4日に公表された予算教書では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。</u></p>
英国	<p>恒久措置 法人税法</p>	<p><b>損金算入/ 税額控除</b></p> <p>大企業: 30%追加損金算入又は10%税額控除</p> <p>中小企業: 125%追加損金算入</p>	<p>無制限</p>	<p>無期限</p>	<p>2008 大企業向け追加損金算入割合を引上げ(25%⇒30%)</p> <p>2008~2012 中小企業向け追加損金算入割合を引上げ(50%⇒75%(08年)⇒100%(11年)⇒125%(12年))</p> <p>2013 大企業向けの税額控除制度の導入</p>
フランス	<p>恒久措置 フランス税法</p>	<p><b>税額控除</b></p> <p>①30%(1億ユーロ以下)、5%(1億ユーロ超)</p> <p>②中小企業については、上記に加え、イノベーション費用(上限40万ユーロ)の20%</p>	<p>無制限</p>	<p>3年 (経過後は還付有)</p>	<p>2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設</p>
韓国	<p>恒久措置 (重点分野に対する上乗せ措置については時限措置) (租税特例制限法)</p>	<p><b>税額控除: 総額型</b></p> <p>1. 重点分野: 20% (中小企業は30%)</p> <p>2. 非重点分野: ①総額型3~15% (中小企業は25%) 又は②増加型40% (中小企業は50%)</p>	<p>無制限</p> <p>(但し、中堅・大企業は、租税特別措置適用後の法人税額が最低限度比率(8~16%)を下回ることができない)</p>	<p>5年</p>	<p>2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術研究開発)に対する税額控除を創設</p> <p>2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用(以前は、大企業と同率)</p>

## 2. 研究開発税制の効果

○最近の研究成果によれば、**研究開発税制は、税額控除額の約2.33倍の研究開発支出増加効果を持つ。**

### ○Kasahara et al.(2011) (※1)による研究論文

#### 【分析方法】

・ある年の研究投資を被説明変数、研究開発税制による実効税額控除率、売上高等を説明変数とし、回帰分析により、各変数の影響を算出。

#### 【データ】

・研究開発税制の総額型導入時(平成15年)前後について、「企業活動基本調査」をデータソースとして、製造業を対象に分析。

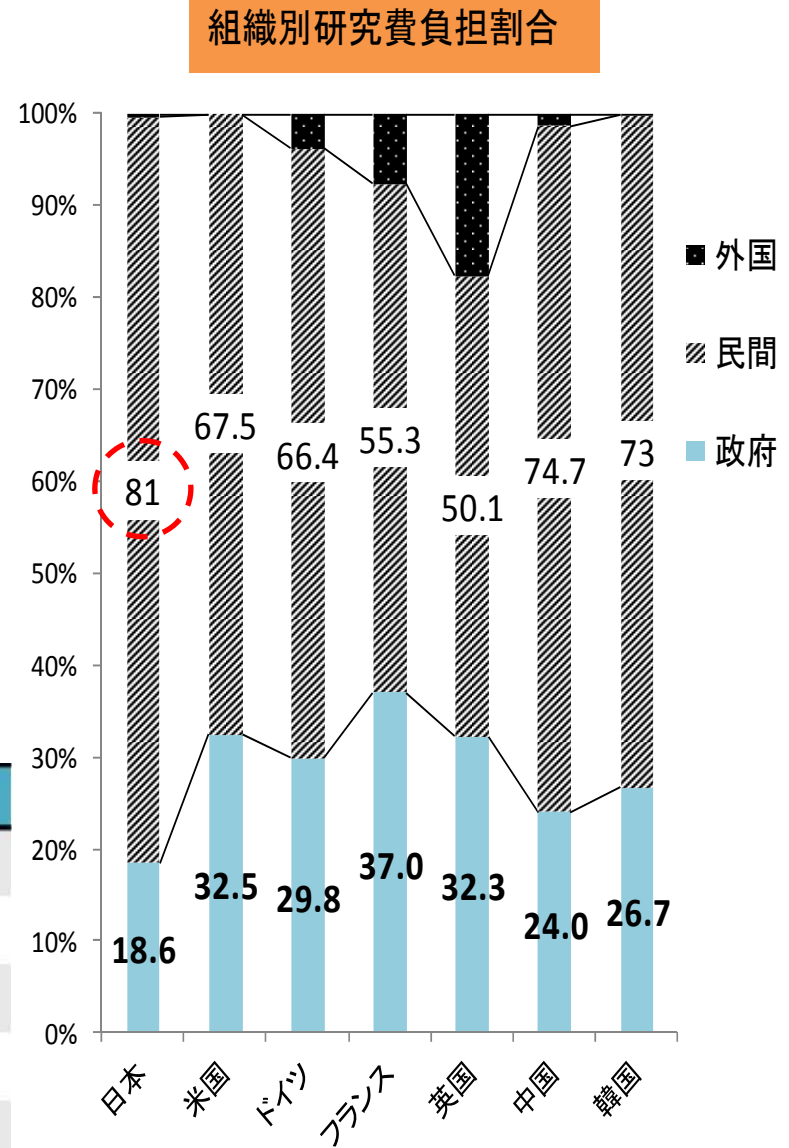
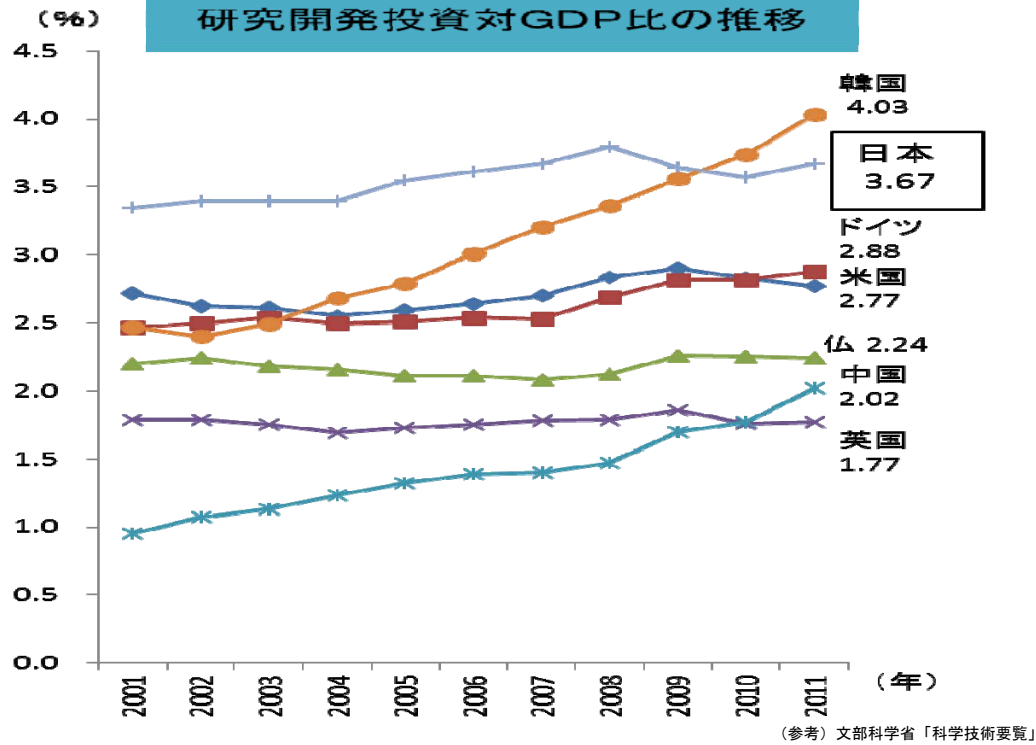
#### 【分析結果】

・研究開発税制による実効税額控除率(※2)の1%上昇は、企業の研究開発投資額を約2.33%増加させる。

\*1 Kasahara,H., Shimotsu,K. and Suzuki,M.(2011) “How Much Do R&D Tax Credits Affect R&D Expenditures? Japanese tax credit reform in 2003”

\*2 (控除額/研究開発投資額) × 100

### 3. 研究開発投資



**【民間における研究開発投資の上位6カ国】 (Million USD)**

順位	2008年	2009年	2010年	2011年
1位	USA 290,681	USA 282,393	USA 278,977	USA 294,093
2位	JPN 116,688	CHN 112,784	CHN 130,333	CHN 157,328
3位	CHN 88,461	JPN 103,807	JPN 107,622	JPN 114,205
4位	GER 56,765	GER 56,165	GER 58,928	GER 65,602
5位	KOR 33,091	KOR 34,256	KOR 38,971	KOR 44,680
6位	FRA 29,200	FRA 30,812	FRA 32,044	FRA 34,057

※ドイツ、フランス、英国は2010年度。その他は2011年度。(参考) 文部科学省「科学技術要覧」

## 4. 資源確保のための税制措置

- 主要各国とも資源の安定的かつ低廉な調達に向けて、民間企業による資源開発や継続的な探鉱活動を促進する税制支援を行っている。
- 一方、中国・韓国・インド等の新興国では国営企業が資源開発の中核的な役割を担っている。

国名	資源関連税制の状況	支援措置の内容
米国	1916年創設 恒久措置	掘削作業や生産準備に係る資産を即時損金算入【石油・天然ガス】
	1926年創設(石油・天然ガス) 1932年創設(鉱物資源) 恒久措置	生産所得の一定額を事業利益から控除【石油・天然ガス、鉱物資源】
仏・西	仏 1953年創設 西 1995年創設 恒久措置	生産所得の一定額を準備金として積み立て、探鉱投資額を所得控除【鉱物資源】
日本	1965年創設 時限措置	生産所得の一定額を準備金として積み立て、探鉱投資額を所得控除【石油・天然ガス、鉱物資源】
	1964年創設 時限措置	資源投資の一定額を準備金として積み立て、事業失敗時に取崩し【石油・天然ガス、鉱物資源】
豪州	2001年創設 恒久措置	探鉱作業に係る資産を即時損金算入【石油・天然ガス、鉱物資源】
英国	2002年創設 恒久措置	探鉱、開発、生産活動に係る資産を即時損金算入【石油・天然ガス、鉱物資源】
中・韓・印	国営企業が中核となり資源獲得・開発・生産等を実施	

## 5. トン数標準税制の国際比較

### 【全運航船に占めるトン数標準税制の適用割合(2013年9月時点)】

国名	オランダ	ノルウェー	ドイツ	英国	デンマーク	フランス	韓国	日本
導入年	1996年	1996年	1999年	2000年	2001年	2003年	2005年	2008年
全運航船に占めるトン数標準税制の適用割合	現在はほぼ100%	現在はほぼ100%	現在はほぼ100%	現在はほぼ100%	現在はほぼ100%	現在はほぼ100%	現在はほぼ100%	日本船舶及び準日本船舶(15.8%)

\* 日本船主協会調べ(2013年9月現在)

## 6. 減価償却制度

### 【機械装置の税制上の取り扱い】

国名	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	韓国
償却方法	定額法 ・定率法選択 (200%定率法)	原則定率法 (耐用年数に応じ200%定率法 又は150%定率法) * 但し、定額法の選択が可能	定率法	定額法	定額法 ・定率法選択
償却期間	3~22年	3~20年	定率法(18%)で 償却 (償却期間が定められているわけではない)	3~33年	5~20年

(出所:財務省)

### 【企業会計上の取り扱い】

日本基準: 定額法、定率法等だが、税制上の減価償却方法を適用する例が多い。  
(税制上「損金経理要件」が課せられていることも一因)

米国基準: 定額法、定率法等

国際会計基準: 定額法、定率法等だが、定額法の適用が多いといわれている。

### 【上場企業が採用する会計基準】

国名	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	韓国
会計基準	日本基準 米国基準 国際会計基準	米国基準	国際会計基準	国際会計基準	国際会計基準

## 7. 償却資産に係る固定資産税

工場の償却資産(設備等)に対する固定資産税は、国際的に稀な制度。

### 【償却資産(機械・装置)に対する固定資産税の国際比較】

国名	土地	家屋	償却資産(機械・装置)(注1)
英国	○		×
フランス	○		×
ドイツ	○		×
イタリア	○		×
米国	○		△ (一部州) 課税あり:38州、課税なし:12州 * 近年廃止の動きあり (オハイオ州は2009年に免税化など)
カナダ	○		△ (一部州) 課税あり:3州、課税なし:7州
韓国	○		×
中国	○		×
日本	○		○

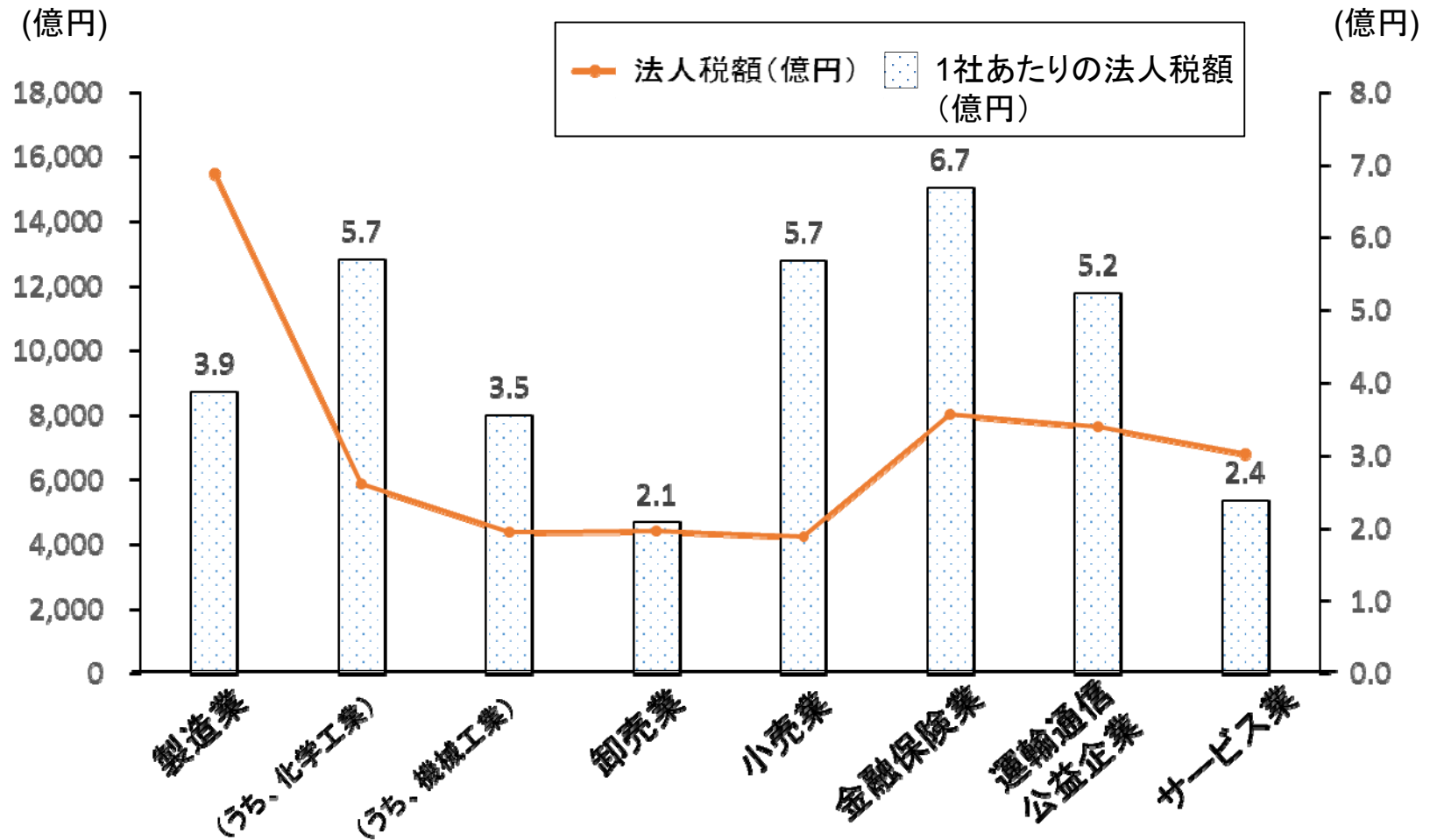
(注1) 船舶・航空機、昇降機等の特殊な付帯設備を除く

(出所: 経済産業省)



## 8. 法人税の負担額

### 【法人税の負担額(資本金1億円超の企業)】



\* 出所: 国税庁「会社標本調査」(平成24年度)を基に作成。

## 9. 米国法人数の分析

米国のデータを分解すると、以下の通りとなる。

(出展：米国内国歳入庁 2010 Statistics of Income Corporate Income Tax Returns)

	普通法人	S法人	合計
利益法人	50万社 (30%)	261万社 (63%)	311万社 (54%)
欠損法人等	117万社 (70%)	152万社 (37%)	269万社 (46%)
合計	167万社 (100%)	413万社 (100%)	580万社 (100%)

○米国の法人は、主に普通法人とS法人に分類される。普通法人は内国歳入法第C節が適用されるため、C法人とも呼ばれる。一方、一定の要件を満たす小規模事業法人は、内国歳入法第S節の特別な規定が適用されるため、S法人と呼ばれる。普通法人は、法人段階で課税(+配当段階で課税)、S法人は、原則として法人段階では課税が行われず(パス・スルー)、株主段階でのみ課税となる。

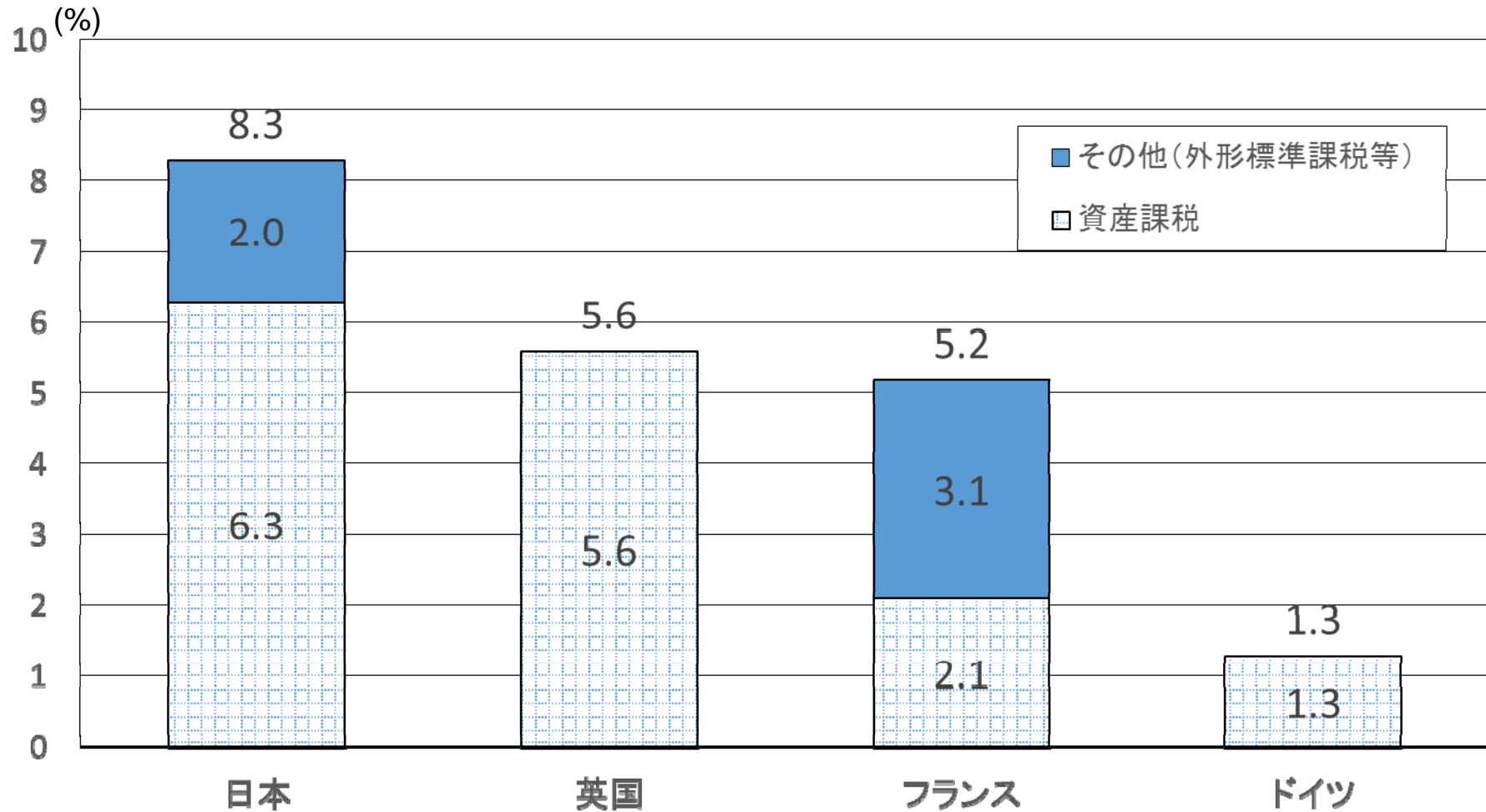
○米国の内国法人(domestic corporation)は、その株主が①100人以内であり、②原則として個人であり、③非居住外国人でないことなど、一定の要件を満たす場合は、S法人の選択を行うことができる。なお、S法人413万社のうち、株主1名の法人は255万社、株主2名の法人は116万社。すなわちS法人のうち株主が1名又は2名に過ぎない小規模法人は371万社と、S法人の約90%を占める。

○なお、普通法人ベースで見ると、米国も欠損法人割合が70%となり、日本と類似。

○S法人の欠損は個人の損失として処理されるため、S法人自体には繰越欠損金は生じることはなく、繰越欠損金の損金算入後の欠損法人の数をカウントするにあたっては、S法人を対象にするのは誤解を招く恐れがある。

## 10. 所得にかかわらず法人が負担する税の国際比較

### 【所得にかかわらず法人が負担する税の国際比較(対税込総額比)】



出所: OECD「Revenue Statistics 2013」、平成23年度「道府県税の課税状況等に関する調」、「市町村税の課税状況等に関する調」、「固定資産の価格等の概要調書」を基に作成。

\* 資産課税の項目

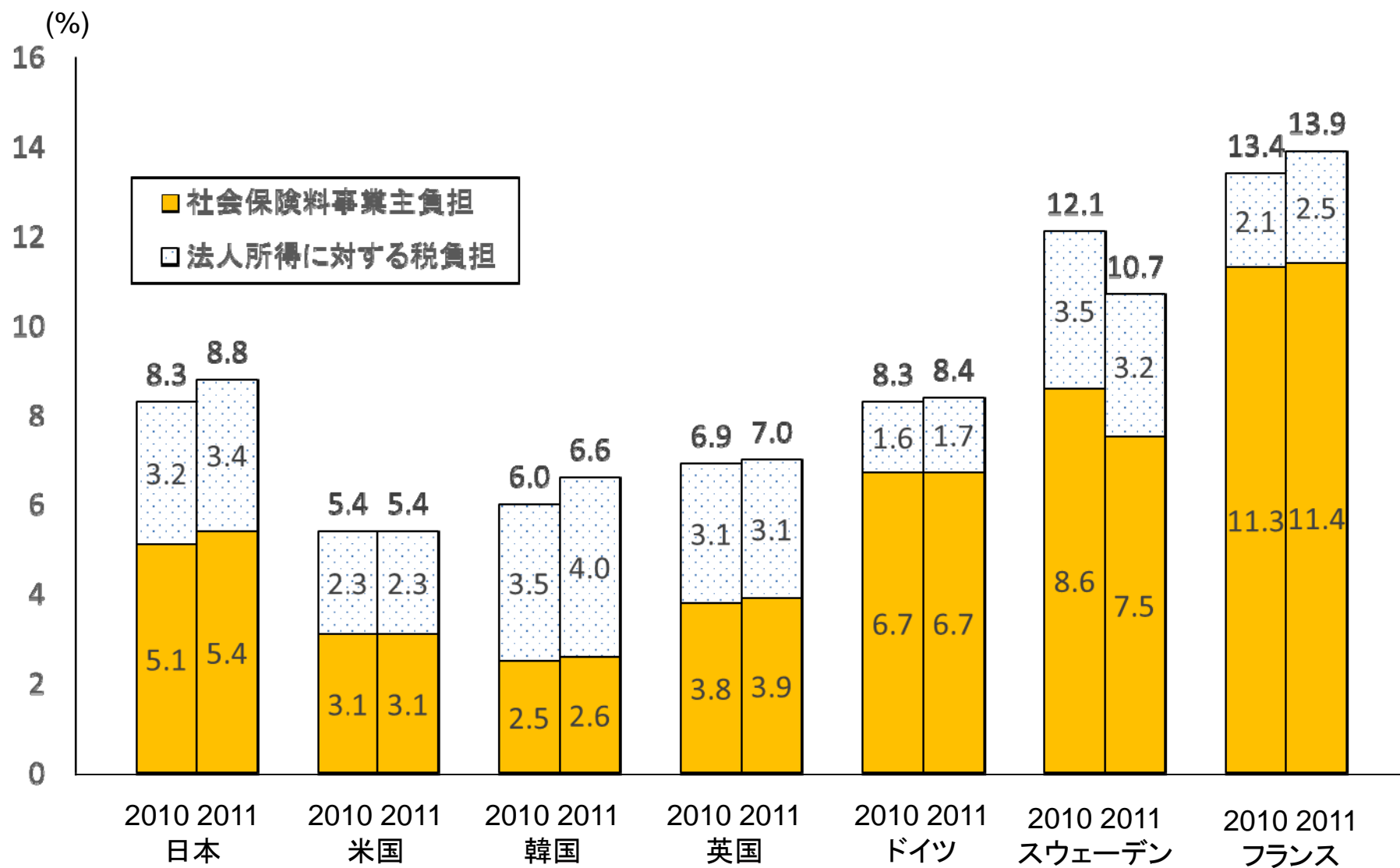
・日本: 固定資産税、都市計画税 ・イギリス: 統一事業税(ビジネスレイト) ・フランス: 不動産税 ・ドイツ: 不動産税

\* その他の税目

・日本: 法人住民税均等割、法人事業税(外形標準課税)、事業所税 ・フランス: 国土経済拠出金(企業不動産負担金、企業付加価値負担金)

\* 日本の固定資産税・都市計画税は、法人割合分を計上(一部推計)。

## 1.1. 企業の公的負担額（対GDP比）の国際比較



\* 出所：OECD「Revenue statistics」を基に作成。